

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○公印を新調しその使用を開始する

件 五〇七

公 告

○採石業務管理者試験を実施する件

五〇七

○随意契約の相手方を決定した件

五〇八

○福島県教育委員会

○福島県立高等学校の通学区域に関

五二

告 示

福島県告示第五百四十六号

公印を次のように新調し、平成二十年八月五日その使用を開始する。

平成二十年八月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

職印

番号	公印の名称	印	影	公印管理者

する規則の一部を改正する規則

五〇八

福島県公安委員会

○機械警備業務管理者講習を実施する件

五〇八

○駐車監視員資格者講習を実施する件

五〇九

福島県警察本部

○一般競争入札を行う件

五二〇

福島県労働委員会

○あっせん員候補者として委嘱された件

五二一

公 告



公告第四百二十八号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、第三十七回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十年八月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験日時
平成二十年十月十日(金) 午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
郡山トラックセンター事業協同組合大会議室(郡山市喜久田町卸二丁目一番一号)
- 三 受験願書の受付期間
平成二十年八月十八日(月) から同年九月十二日(金) まで(土曜日及び日曜日を除く)。ただし、郵送による場合は、同年九月十二日付けまでの消印のあるものを有効とする。
- 四 受験願書の提出先
最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。
- 五 受験手数料
八千円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消印はしないこと)。
- 六 その他
試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は福島県地方

24	22の3
福島県現金取扱員印	福島県出納員印 (出先機関直接収納用)
	
総務部財務総室税務課 の福島県現金取扱員	福島県東京事務所の福島県出納員

(文書法務課)

振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、あて先明記の八十円切手をはった返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封する。

(企業立地課)

公告第429号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年 8 月 5 日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 運転免許証写真真関係消耗品カード基体 186箱
 - (2) 運転免許証写真真関係消耗品カード基体(IC) 100箱
 - (3) 運転免許証写真真関係消耗品インクリボンセット 112箱
 - (4) 運転免許証写真真関係消耗品インクリボンセット(IC) 45箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年 5 月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイデシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり94,200円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり513,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 1箱当たり130,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
 - (4) 1の(4)に掲げる物品等 1箱当たり140,800円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
- 6 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当
(入札用度課)

福島県教育委員会

福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年八月五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十八号

福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福島県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和二十五年福島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「百分の三以内(耶麻学区、相馬学区及びいわき学区にあつては、百分の八以内)」を「百分の二十以内」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成二十一年度入学の生徒から適用する。
- 2 教育委員会は、この規則の施行後三年を経過した場合において、この規則の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(学校経営支援課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会公告第6号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項第1号の規定により、機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成20年 8 月 5 日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

- 1 講習の期間、日時及び場所
 - (1) 期間 3日間
 - (2) 日時 平成20年11月17日(月)から同月19日(水)までの午前9時から午後5時まで
 - (3) 場所 福島県青少年会館(福島県福島市黒岩字田部屋53番5)
電話024-546-8311
- 2 受講定員 20名
- 3 受講対象者 法第42条第2項の規定により機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者

4 受講申込手続等

(1) 受講申込み

受講を希望する者は、次に定めるところにより、受講申込みを行うこと。

ア 提出書類 機械警備業務管理者講習受講申込書（申込み前6か月以内に撮影した無帽、無背景の正面の顔写真で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの1葉をばり付けたもの）1通

なお、当該受講申込書は、福島県内の各警察署に備え付けておくので、必要事項を記入の上、提出すること。

イ 提出先 受講を希望する者の住所地を管轄する警察署（福島県外に住所を有する者については、福島県内の最寄りの警察署）

なお、郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 受講申込みの受付期間

平成20年10月22日（水）から同月24日（金）までの午前9時から午後5時まで

なお、受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者の数が定員に達したときは、その後の申込みについては受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(3) 受講手数料

38,000円（福島県収入証紙により、受講申込時に納付すること。）

なお、既納の受講手数料は、返還しない。

5 講習内容、修了考査等

(1) 講習内容

法その他機械警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること等について、22時限行うものとする。

(2) 修了考査

講習の最終日に修了考査（五枚択一式問題が40問で、試験時間が100分間のもの）を実施する。

(3) その他

ア 受講者は、講習初日の午前8時30分までに1の(3)に掲げる場所に集合し、受付を済ませること。

イ 受講に際しては、筆記具を持参すること。

6 講習の委託先

社団法人福島県警備業協会（福島県福島市中町4番20号 みんゆうビル401号）

電話024-523-4911

7 講習についての問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話024-522-2151 内線3026

（生活安全企画課）

福島県公安委員会公告第7号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

平成20年8月5日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

1 実施の日時及び場所等

(1) 実施日時及び場所

ア 講習 平成20年9月11日（木）及び同月12日（金）の午前9時から午後5時まで 福島県農業総合センター（福島県郡山市日和田町高倉字下中道116番地）

イ 修了考査 平成20年9月19日（金）午前9時から正午まで アに掲げる場所に同じ。

(2) 受講対象者

駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者

(3) 受講定員

40名

(4) 受講申込手続

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書の入手方法

受講を希望する者は、平成20年8月11日（月）から同年9月1日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に福島県内の各警察署に備え付けの駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）を入手すること。

なお、申込書は、福島県警察本部のウェブページ（<http://www.police.pref.fukushima.jp/>）からダウンロードし、入手することができる。

イ 申込方法

受講を希望する者は、申込書に申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の写真（縦3.0センチメートル及び横2.4センチメートルの大きさのもの）1葉を添付して、平成20年8月11日（月）から同年9月1日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に福島県福島警察署、福島県郡山警察署、福島県会津若松警察署又は福島県いわき中央警察署に申し込むこと。

なお、受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者の数が定員に達したときは、その後の申込みについては受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(5) 受講手数料

ア 金額

19,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、申込書提出時に納付すること。

なお、既付の受講手数料は、返還しない。

2 留意事項

駐車監視員資格者証は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者に対し、交付する。

- (1) 次のいずれかに該当する者
- ア 福島県公安委員会が行う駐車監視員資格者講習を受け、その課程を修了した者
- イ 福島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者
- (2) 次のいずれにも該当しない者

- ア 18歳未満の者
- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- エ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるとするに足りる相当な理由がある者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者
- 3 問い合わせ先
福島県警察本部交通部指導課
電話024-522-2151 内線700-5173～5174
(交通指導課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第36号

写真画像処理システムの貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年8月5日

福島県警察本部長 久保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 写真画像処理システム 一式（搬入、据付け、調整等

を含む。）

(2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期間 平成20年10月1日から平成25年9月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年8月11日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年8月21日（木）午後1時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

- の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- (会 計 課)

福島県労働委員会

公告第一号
労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱されたあつせん員候補者は、次のとおりである。
平成二十年八月五日

福島県労働委員会
会長 本 田 哲 夫

氏 名	現 職	前 歴	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済 経営学類教授		平成20年 6 月24日
菅家 節子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士		同
新開 文雄	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
箱木 禮子	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済 経営学類教授		同
本田 哲夫	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同

影山 道幸	福島県労働委員会労働者委員 全日通労働組合福島県支部 執行委員長	全日通労働組合福島県支部 副委員長	同
富永 信明	福島県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟福島県支部 部長	ゼンセン同盟山形県支部 長	同
根本喜代江	福島県労働委員会労働者委員 東北ケーブズデンキレイバーク ユニオン書記長	よつば電機レイバークユニ オン執行委員	同
樋口 正	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島 県連合会参与	日本労働組合総連合会福 島県連合会事務局長	同
平野 準一	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本 部委員長	東北電力労働組合福島県 本部副委員長	同
唐橋幸市郎	福島県労働委員会使用者委員 ほまれ酒造株式会社代表取 締役社長		同
佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会事 務局長		同
鈴木 安利	福島県労働委員会使用者委員 いわき経営者協会顧問	株式会社クレーバ環境相談 役	同

福井 邦頭	福島県労働委員会使用者委員 日本全業工業株式会社代表 取締役社長	日本全業工業株式会社取 締役社長	同
森岡 幸江	福島県労働委員会使用者委 員 株式会社辰巳屋代表取締役 社長	株式会社辰巳屋専務取締 役	同
横井 孝夫	福島県労働委員会事務局長	生活環境部理事	平成20年 4 月22日
大川原公年	福島県労働委員会事務局次 長	保健福祉部参事兼生活福 祉領域地域福祉グループ 参事	平成19年 4 月24日
真壁 洋一	福島県労働委員会事務局審 査調整課長	議会事務局政務調査課長	平成19年 4 月24日
高階 勇康	福島県東北地方振興局企画 商工部長	文書管財領域公立大学法 人グループ主幹	平成20年 4 月22日
笠原 裕二	福島県中地方振興局企画 商工部長	企画調整部主幹	同
鈴木千賀子	福島県南地方振興局次長 兼企画商工部長	企画調整総務領域計画評 価グループ参事	同
塚原 啓史	福島県会津地方振興局企画 商工部長	労働領域技能振興グルー プ主幹	同
皆川 誠司	福島県南会津地方振興局次 長兼企画商工部長	労働領域雇用対策グルー プ参事	同
河野 武行	福島県相双地方振興局次長 兼企画商工部長	総務部参事兼財務領域総 務予算グループ参事	同

滝口 守弘	福島県いわき地方振興局企 画商工部長	県南農林事務所次長兼企 画部長	平成19年 4 月24日
-------	-----------------------	--------------------	-----------------